

答弁書第一六五号

内閣参質一九六第一六五号

平成三十年七月十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員糸数慶子君提出辺野古新基地建設海域における大型サンゴの移植に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。



参議院議員糸数慶子君提出辺野古新基地建設海域における大型サンゴの移植に関する質問に対する答
弁書

一について

お尋ねの「政府の取組方針」の意味するところが必ずしも明らかではないが、普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立区域（以下「埋立区域」という。）内に生息するサンゴ類については、沖縄防衛局から沖縄県知事に対して提出された平成二十五年三月二十二日付けの公有水面埋立承認願書に添付された公有水面埋立法施行規則（昭和四十九年運輸省・建設省令第一号）第三条第八号に掲げる環境保全に関し講じる措置を記載した図書（以下「環境保全図書」という。）に従い、「可能な限り工事施工区域外の同様な環境条件の場所に移植し、その後、生息状況について事後調査を実施」することとしている。

また、お尋ねの「必要性を判断するための基準とその根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、サンゴ類の移植・移築に関する基本的考え方については、平成二十七年四月九日に開催された第四回普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会（以下「環境監視等委員会」という。）において説明しているところであり、その概要をお示しすると、以下のとおりである。

サンゴ類の移植・移築元の範囲については、普天間飛行場代替施設本体の設置に伴う改変区域内のうち、サンゴ類の人力採取が可能となる水深二十メートル以浅の範囲とする。

移植・移築対象とするサンゴ類については、小型サンゴ類にあつては総被度が五パーセント以上で〇・二ヘクタール以上の規模を持つ分布域の中にある長径十センチメートル以上のものとし、大型サンゴ類にあつては長径が一メートルを超えるものとする。

移植・移築先については、環境保全図書で提案されている範囲を対象として、水深、底質等の環境条件から具体の移植・移築先箇所を決定する。

移植・移築方法については、サンゴ類へのストレスを低減する方法を選定する。

環境保全措置の効果の確認については、移植・移築の効果、妥当性を評価するためにモニタリング調査を実施する。

さらに、平成二十九年九月二十七日に開催された第九回環境監視等委員会においては、環境省が同年三月二十一日に公表した環境省版海洋生物レッドリストに掲載されたサンゴ類について、先に述べた移植・移築対象とするサンゴ類以外のものであつても、できる限り移植するよう努める旨説明しているところで

ある。

二及び五について

埋立区域内におけるサンゴ類の生息状況については、沖縄防衛局において適切に調査を実施しているところであるが、御指摘の「二つの大型サンゴの群体」については、平成三十年六月八日及び同月二十五日に改めて確認調査を行ったところであり、その結果、これらは、一について述べた移植・移築対象とするサンゴ類に当たらないことを確認している。

三について

お尋ねの「専門家」及び「指摘」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、二及び五についてでお答えしたとおり、埋立区域内におけるサンゴ類の生息状況については、沖縄防衛局において適切に調査を実施しているところである。

四について

お尋ねの「サンゴの生息状況に関する調査」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、沖縄防衛局においては、平成十九年度以降毎年度、埋立区域及びその周辺海域において、潜水目視調査等

により、サンゴ類の生息状況についての調査を行っているところであり、これらを通じて、サンゴ類の生息状況について適切に把握しているところである。